

自転車とヘルメットは ワンセット



気をつけよう！自転車は『くるま』です

次のような危険な運転は交通違反であり、罰則があります。

スマートフォン・携帯電話を使いながらの運転

自転車を運転しながらスマホ等を手で持って通話したり、メール等をしてはいけません。

傘さし運転

傘をさす、物を持つなどの行為で視野を妨げたり安定を失うような方法で自転車を運転してはいけません。

並進走行

他の自転車と並んで通行してはいけません。

夜間の無灯運転

夜間に前照灯をつけず運転してはいけません。



自転車に乗るときは、 必ずヘルメットをかぶりましょう

改正道路交通法の施行により、自転車を運転する場合は、年齢に関係なくすべての利用者が乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならなくなりました。

道路交通法

自転車を運転する際は、運転する方がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。



また、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



道路交通法 第63条の11

第1項

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

第2項

自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第3項

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

ヘルメットはメーカーにより種類・色・型・サイズがさまざまです。お近くの販売店でぜひ一度手に取ってみてください。



自転車安全利用五則を守りましょう！ 令和4年11月1日改定

- ① 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

もはや着用しない方が不思議に思えます！

美馬警察署の方にヘルメット着用についてインタビューしてきました。11月9日(木)～15日(水)の広報みま TV 内で放送しますのでぜひご覧ください。

- 番組名 広報みまTV 11月号第2週
- 放送チャンネル 光ねっとみま 122ch、テレビ阿波 111ch
- 放送日時 11/9～11/15 毎日6:00、9:00、12:00、15:00、18:00、21:00



自転車ヘルメットの購入額に応じて デジタル地域通貨 MIMACA のポイントがもらえます

高校生世代および高齢者の方の自転車ヘルメットの購入を支援することを目的として、自転車ヘルメットの購入額の **2分の1** 相当のデジタル地域通貨 MIMACA のポイントを申請者に対して付与します。
※上限 3,000 ポイント、1人につき1個かつ1回限り

対象者

美馬市内に住所を有し、令和6年3月31日時点で、満年齢が **16歳以上18歳以下**の高校生世代、または **65歳以上**の高齢者の方



対象ヘルメット

次のいずれかの認証等を受けた新品のヘルメット

- SG マーク
- JCF マーク
- CE マーク (EN1078)
- GS マーク
- CPSC マーク (CPSC1203)
- その他上記に類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの



! 令和5年8月4日から令和6年3月29日までの間に購入されたものに限りです。

申請方法

方法1 インターネットで申請する

申請フォームの URL ↓ と二次元コード →
<https://logoform.jp/form/mima/385629>



方法2 ぐらし・人権課（美馬市役所北館2階）へ提出書類を持参して申請する

提出書類

- ① 自転車ヘルメット着用促進事業申請書兼請求書
- ② 同意書兼誓約書※申請書兼請求書の裏面
- ③ ヘルメット購入に要した経費の領収書の写し
- ④ 安全基準の認証の確認ができる書類（保証書、取扱説明書、安全基準マークが確認できるヘルメットの写真等）の写し
- ⑤ 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し

※①②はぐらし・人権課の窓口にて備え付けているほか、市のホームページからダウンロードすることができます。

申請期限

令和6年 **3月29日** **金**

ポイント付与日

申請した月の **翌月15日**

ポイント有効期限

ポイント付与日から **180日間**

たとえば、11月9日に4,000円のヘルメットを購入し、その日のうちに申請をすると12月15日に2,000ポイントが付与されます。
※書類等に不備がなかった場合



問 ぐらし・人権課 ☎ 52-8009

徳島県の自転車事故年齢層別発生件数と死者・傷者数（平成29年～令和3年合計）

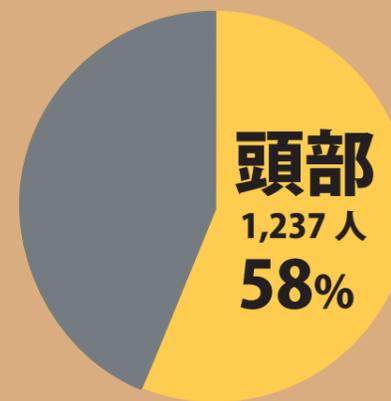
	件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)
16歳未満	425	1	419
16～24歳	659	1	645
25～29歳	90	0	89
30～39歳	168	1	164
40～49歳	167	1	165
50～59歳	155	2	150
60～64歳	84	0	83
65歳以上	533	16	512
合計	2281	22	2227

- 事故の当事者は **中・高校生** などの若者が多い
- 高齢者が死者数に占める割合は **約73%**



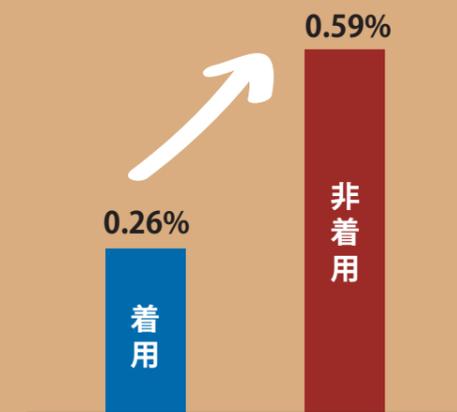
出典：徳島県消費者政策課「自転車を安全で適正に利用するために」

致命傷となった部位の **58%が頭部**



出典：警察庁「自転車乗用中死者の致命傷の部位（平成29年～令和3年合計）」

ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べて **約2.2倍**



出典：警察庁「自転車乗用中ヘルメット着用状況別の致死率（平成29年～令和3年合計）」

データで見る
自転車事故

